

JIS

キャビネット形分電盤

JIS C 8480 : 2023

(JSIA/JSA)

令和 5 年 12 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊 田 亜紀子	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	岡 田 香 織	一般財団法人日本消費者協会
	上参郷 龍 哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	清 水 洋 隆	一般社団法人電気設備学会
	高 尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
	田 原 房 枝	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	松 岡 雅 子	株式会社 UL Japan
	松 木 隆 典	電気事業連合会
	本 吉 高 行	一般社団法人電気学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 42.6.1 改正：令和 5.12.20

官 報 掲 載 日：令和 5.12.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本配電制御システム工業会

(〒108-0023 東京都港区芝浦 2-14-5 ユニベル田町ビル TEL 03-3436-5510)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 標準使用状態	5
4.1 一般	5
4.2 屋内用分電盤の標準使用状態	6
4.3 屋外用分電盤の標準使用状態	6
5 分類	6
5.1 構造	6
5.2 設置場所	6
6 定格	6
7 性能	7
7.1 絶縁抵抗	7
7.2 耐電圧	7
7.3 動作確認	8
7.4 温度上昇	8
7.5 短時間耐電流	8
7.6 保護構造	8
8 構造及び収納機器	8
8.1 材料	8
8.2 構造一般	9
8.3 ガタースペース	10
8.4 保護構造	10
8.5 接地	10
8.6 銅帯の電流密度	11
8.7 絶縁電線の最小の太さ	12
8.8 導体の定格電流	13
8.9 中性母線	13
8.10 導電接続部	13
8.11 充電部の間隔	13
8.12 配線用遮断器	14
8.13 漏電遮断器	14
8.14 その他の収納機器	14
8.15 絶縁抵抗測定のための構造	14
8.16 用途名称ホルダ	15

8.17 図面ホルダ	15
9 試験	15
9.1 一般	15
9.2 試験場所	15
9.3 構造試験	15
9.4 絶縁抵抗試験	15
9.5 耐電圧試験	15
9.6 動作確認試験	16
9.7 温度試験	16
9.8 短時間耐電流試験	16
9.9 保護構造試験	17
10 検査	17
10.1 検査の種類	17
10.2 試験項目	17
11 表示	17
附属書 A (規定) ねじの呼び径及びガタースペースの概要	19
附属書 B (規定) 雷インパルス耐電圧試験	21
附属書 C (規定) キャビネット形分電盤の温度試験	22
附属書 D (参考) ドアなし形分電盤	24
附属書 E (参考) サージ防護デバイス (SPD) の選定及び適用方法	26
参考文献	30
解 説	31

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本配電制御システム工業会（JSIA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8480:2016** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

キャビネット形分電盤

Cabinet type distribution board

1 適用範囲

この規格は、需要家が構内に電気を分配するために用いる、主に電気設備技術の熟練者及び技能者が取り扱う分電盤であって、定格電圧 600 V（対地電圧 300 V）以下、定格周波数 50 Hz 又は 60 Hz、定格短時間耐電流 35 kA 以下及び基準定格電流 630 A 以下のもの、又は直流 125 V 以下及び基準定格電流 200 A 以下の電路に用いるキャビネット形分電盤（以下、分電盤という。）について規定する。ただし、住宅用分電盤には適用しない。

注記 熟練者及び技能者については、JIS C 60364-5-51 参照。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）

JIS C 1302 絶縁抵抗計

JIS C 1602 熱電対

JIS C 3307 600 V ビニル絶縁電線（IV）

JIS C 3316 電気機器用ビニル絶縁電線

JIS C 3317 600 V 二種ビニル絶縁電線（HIV）

JIS C 3612 600 V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線

JIS C 8201-2-1 低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）

JIS C 8201-2-2 低圧開閉装置及び制御装置－第 2-2 部：漏電遮断器

JIS C 60664-1 低電圧電力システム内装置用絶縁協調－第 1 部：基本原則、要求事項及び試験

JIS Z 8703 試験場所の標準状態

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

キャビネット形分電盤